



長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成15年3月31日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

○長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を削る。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、総務課は、長野県観光施設事業に関する事務をつかさどる。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

別表第1の総務課の項中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に、「第4条第15号」を「第4条第1項第15号」に改め、同表の地域開発課の項を削り、同表の備考中「、地域開発課にあつては庶務係」を削る。

別表第10の課の項中 「

調整幹	局内の調整に関する事務の総括掌理
-----	------------------

」を

「

調整幹	局内の調整に関する事務の総括掌理
企画幹	企画調整事務の総括掌理

」に改め、同表の地域開発

課の項を削る。

別表第12の現地機関の項中

「

無線従事者	電波法第39条に規定する職務
-------	----------------

」を

電気主任技術者	電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項に規定する職務
無線従事者	電波法第39条に規定する職務

に改め、同表の発電管理

事務所の項中

技術専門員	高度な技術指導
電気主任技術者	電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項に規定する職務
ダム水路主任技術者	

を

技術主幹	課長補佐としての職務及び課長が特に命じた技術に関する専門的事務の処理
技術専門員	高度な技術指導
ダム水路主任技術者	電気事業法第43条第1項に規定する職務

に改め、同表のガス管理

事務所の項中

電気主任技術者	電気事業法第43条第1項に規定する職務
ガス技師	ガス事業に関する業務

を

ガス技師長	ガス事業に関する業務
ガス技師	

に改め、同表の水道管理

事務所の項及び水道用水管理事務所の項中

電気主任技術者	電気事業法第43条第1項に規定する職務
作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務

を

作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務
-------	--------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。  
(長野県企業局職員宿舍管理規程の一部改正)
- 2 長野県企業局職員宿舍管理規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。  
第3条中「、水道課長及び地域開発課長」を「及び水道課長」に改める。  
様式第1号及び様式第3号中「総務課長 殿」を「総務課長 様」に改める。  
様式第5号中「殿」を「様」に改める。  
(長野県企業局文書取扱規程の一部改正)
- 3 長野県企業局文書取扱規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1中 「

水	道	課
地	域	開
発	課	課

 企 水 地 」を

「

水	道	課
企	水	課

」に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

- 4 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

調	整	幹
---	---	---

」を「

調	整	幹
企	画	幹

」に改める。

総 務 課
-------